



国選付添報告書【抗告審・再抗告審】

(書式4-7 H29.10.30版)

弁護士 一般・スタッフ(登録番号) 提出日 年 月 日

少年	氏名			裁判所名	家庭裁判所	支部
	事件番号	年 () 第	号	選任日	年	月 日
	非行事実 (罪名・罰条)					
意見書等提出 原審記録丁数	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 1000丁以下 <input type="checkbox"/> 1001～5000丁 <input type="checkbox"/> 5001～10000丁 <input type="checkbox"/> 10001丁以上					
終局決定日	年 月 日					
決定主文		認定した非行事実(罪名) <input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> 別罪() <input type="checkbox"/> 抗告(再抗告)棄却 <input type="checkbox"/> 原決定取消(<input type="checkbox"/> 差戻 <input type="checkbox"/> 移送) <input type="checkbox"/> その他()				
審理 加算	審判(年月日)	立会時間		備考 *注)参照の上、記載ください。	審理内容 *出頭した期日の内容に○をつけてください。	
	年 月 日	:	～ :	休廷()分	実質審理(あり/なし) ・ 決定言渡しのみ	
	年 月 日	:	～ :	休廷()分	実質審理(あり/なし) ・ 決定言渡しのみ	
	*出頭した期日のみを記載し、3回以上ある場合は、継続用紙にご記入ください。					
*注) 次の事項がある場合は、その旨備考に記載ください。 ・休廷があり、休廷時間中に当該国選付添事件について時間的拘束を受けていない場合は、その時間。 ・次のいずれかがある場合、その番号。①前の事件が長引き、開廷が遅れた。②その他()。						
特別 加算	特別案件	<input type="checkbox"/> 特別案件 *前任の国選付添人が少年の暴行、脅迫等を理由に解任された事案				
	特別成果	<input type="checkbox"/> 非行事実なし (詳細は別紙「特別成果加算(無罪等)請求書」に記載) <input type="checkbox"/> 示談等の活動あり(詳細は別紙「特別成果加算(示談等)請求書」に記載) (要疎明資料添付)				
遠距離面会等・出張	<input type="checkbox"/> 有(詳細は別紙「旅費等請求書」に記載)					
費用	通訳人費用	<input type="checkbox"/> 有(詳細は別紙「通訳料請求書」の通り)				
	謄写	<input type="checkbox"/> 有(詳細は別紙「謄写料請求書」に記載)				
	審判準備費用	<input type="checkbox"/> 有(詳細は「審判準備費用請求書」に記載)				
その他	<input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧又は謄写をすることなく、第1回審判期日に立ち会った。 <input type="checkbox"/> 第1回審判期日の前日までに、少年との面会、電話交通又は打合せを行うことなく第1回審判期日に立ち会った。					
*他の記載事項は該当欄に記入してください。	<input type="checkbox"/> 意見書等提出後解任 <input type="checkbox"/> 意見書等提出前 <input type="checkbox"/> 解任・取下げ・ <input type="checkbox"/> 第一回審判期日前 <input type="checkbox"/> 終局等 (年 月 日)				<input type="checkbox"/> ①少年との面会、電話交通又は打合せを行った。 <input type="checkbox"/> ②記録の閲覧又は謄写を行った。 <input type="checkbox"/> ③記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討した。 <input type="checkbox"/> ④少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った。 <input type="checkbox"/> ⑤少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討した。	
				*謄写費用を請求される場合は、200枚以下でも記載してください。(要疎明資料添付) (①④⑤において) <input type="checkbox"/> 実際には面会又は打合せをせず、これらの申入れにとどまる。		

* なお、ご記入いただきました個人情報は、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選付添関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、少年から請求があった場合、同様に情報を提供する場合がありますので、予めご了承ください。

* 提出にあたっては、報告書提出期間(請求できるようになった日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。報告書の提出が遅れた場合には、報酬をお支払いできなくなることがあります。